

第11回税制調査会終了後の記者会見議事録

日 時：平成26年 9 月 29 日（月）14時42分～

場 所：財務省第 3 特別会議室（本庁舎 4 階）

○記者

今日は 3 か月ぶりの税制調査会の総会でしたが、今日の総会では、出席した土居委員、大田委員、佐藤委員、田近委員、神野会長代理など非常に多くの委員の方々から所得税改革についての言及がありました。これについての論点は様々あると思いますが、まず、中里会長からこれらについての総括をお願いします。

○中里会長

これまで、国際課税の議論、マイナンバーの議論、法人税の議論を行い、所得税については配偶者控除の議論を行いました。委員の皆様の自由な意見をいただくという点では、消費税の複数税率についても御意見を伺いました。このように様々な議論を行いました。やはり基幹税としての所得税の全体的な構造を今の社会に適合した形にどのようにすればできるのかという点は非常に重要であると皆様がお思いになった上で、あのような発言が相次いだのではないかと思います。

特に、政府の様々な委員会での議論等を踏まえ、女性、あるいは女性だけではなく男性も含めて人々の働き方に関して所得税の制度が中立的である方が良く、ここをどのようにすれば確保できるかという視点から議論していくことにより、政府全体の方針の中で、それと政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）の方針をスムーズに一体化する形で議論していくことができると思います。

豊かさの定義を、昼御飯に 500 円しか使えない人は 500 円以下のものしか食べることができないが、1,000 円を使える人は 500 円以下のものも買うことができ、500 円から 1,000 円のものも買うことができるという例から、選択の幅が広いということが豊かということであるということを経験した覚えがあります。選択の幅を広げるためには、税制が特定の方向に何かを集中させ、誘導させるのではなく、中立的に、皆様が自由な選択の結果で働き方を選ぶことができる社会をつくる必要があります。それが、女性だけではなく老若男女全てを含めた上で世の中を良くするための道であるという心構えで議論していきたいと思えます。

○記者

今後の進め方について、会議の最後の方で、これから 10 月に 3 回、基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を開き、その後、総会を開く予定であるというお話がありました。この基礎小委では、配偶者控除など、働き方に対して中立的な税制についてをテーマにして取り上げるというお話がありましたが、今後の進め方について改めて御説明をいただけますか。

○中里会長

先ほど申したとおり、配偶者控除のみを単独で扱うということではありません。所得税の構造全体について、働き方の選択に対して中立的な方向にするための理論的な議論を行うということです。そのためには、今まで基礎小委でそのような議論を行ってきましたので、その延長線上として基礎小委を10月に3回程度開き、そこで様々な議論が出てきたところで整理しながら、最終的に総会でも様々な議論をいただくということになります。

○記者

配偶者控除について、今日の会議の中で、委員の方々から配偶者控除だけではなく、扶養控除など、ほかの人的控除全体のあり方を見直すべきであることや、給与所得控除との関連についても考えるべきであるというお話がありました。今後の議論においては配偶者控除の問題をここからスタートして議論すると、所得税の全体の構造の改革や見直しといった非常に幅広い議論になるのではないかと思います。これについて中里会長の現時点でのお考えをお聞かせください。

○中里会長

今まで基礎小委では、時間の制約から、配偶者控除にフォーカスした議論を行いました。今度は配偶者控除だけではなく、所得控除や給与所得控除、あるいは全体的な所得税そのものの構造を今の世の中の経済社会に適合した形でどのようにして上手くフィットインできる形にしていけるかを議論したいということです。委員の皆様がおっしゃったこと、少し増税であるかのように聞こえる意見もありましたが、そういった意味ではなく、構造を理論的に詰めていくことが重要だと思います。

○記者

基礎小委での議論、そして総会での議論を踏まえ、年末、あるいは来年にかけて行うということになるかもしれませんが、何か提言や報告書などの成果という形にして議論を取りまとめるというお考えはありますか。

○中里会長

これは租税制度、所得税制度の根幹に関わる話であるため、今から議論して来年度改正に間に合わせるということではないと思います。

中長期的な観点から租税制度のあり方について理論的、専門的な観点から議論するという政府税調のあり方を考えると、再来年に中期答申を出すために、今まで議論して来なかった所得税について、ここで少し本格的に議論しようということでご理解ください。議論の結果を、どうにかして来年度改正でどうこうするという事とは違うと思います。もちろんそのような議論をせよという御要望があればすることになりますが、今はそのような御要望はないと思います。

○記者

所得税に関連して、配偶者控除の関連の税制だけではなく、大田委員の方から公的年金等控除の見直しも行うべきというお話がありました。所得税の見直しや、改革の

論点は非常に多岐にわたりますが、全体のあり方についてはどのようにお考えですか。

○中里会長

御承知のとおり、所得税は所得類型を10個に分け、収入金額から必要経費を引いて、10種類各種所得の金額を合計し、そこから所得控除を差し引き、そこに税率を掛ける。その後、税額控除を差し引いて税額を出すという仕組みになっています。よって、所得税の構造全体を見直すときには当然、社会保険料控除もその中に入りますが、そこだけに集中するというのではなく、全体的な在り方が果たしてライフスタイルの各段階における生き方の選択に関して中立的な方向になるかどうかを、中長期的、理論的、専門的に議論するのは、政府税調にとってある種、ふさわしいテーマであると思いますので、そのように議論していきたいと思います。

○記者

所得税の改革という話になると、人口減という社会の中で、直接税である所得税と直間比率の見直しという議論もありましたが、間接税である消費税とのバランスをどのようにしていくかという中長期的な課題もあると思います。消費税収が今年度の税収見込みでは全税目中、初めて1位になりましたが、今後の税制の見直しを考えていく上で直接税と間接税のバランスについてはどのようにお考えでしょうか。

○中里会長

人口の増加や減少といった、デモグラフィの問題は、政府がある方針を打ち出したためその方向に簡単に行く、というものではありません。要するに、国民の判断の結果、集積の結果として決まる話であり、こちらに行けと誰かに言われたからこちらへ行くということとは恐らく違うと思います。ただ、そうは言いつつも、余りに急激な人口の減少は様々な意味で経済に打撃が大きいため、それに歯止めをかけたり、少なくとも子供を生んで育てやすい世の中にするような整備づくりをまず行い、その結果を国民がどのように受け止めるかはその後の話であるといった姿勢が必要だと思います。

直接税と間接税の話も、余り直接税と間接税の分け方に理論的には執着しない人間が研究者の中では多くいます。法人税を除くと、直接税は小口多数の納税者から少しずつ徴収する税金であり、間接税は大口小数の納税者からまとめて徴収する税金であるということで、徴収の仕方の問題であるという考え方で説明する方もいます。あるいはフランスのように政府の直接税部局が徴収するものが直接税で、間接税部局が徴収するものが間接税であるという説明をするところもあります。したがって、これは直接税だから、間接税だからということにこだわらず、その都度社会経済情勢を踏まえながら、国の運営に必要な収入を公平、簡素かつ中立的な形でどの程度集めるかという話であり、最初から大上段にすることには必ずしもならないと思います。理論的にこうでなければならぬという解があるということではない、人によって考え方が分かれると思いますが、私はそのように思います。

○記者

与党の税制調査会と政府の税制調査会の議論の役割分担について、年末にかけて与党の税制調査会では、来年度の税制改正に向けた議論が10月頃から本格化していくと思います。与党の税制調査会が毎年の税制改正の議論を行い、政府の税制調査会ではもっと幅広く捉えた中長期の税制改革のあり方を提言していくという役割を担ってきたという言われ方を度々されますが、今後の与党の税制調査会との議論の役割分担は、どのようにお考えでしょうか。

○中里会長

何度か申したと思いますが、日本国憲法84条のもと、租税制度は国会の専権事項であり、最終的に決定するのは国会です。これは破れない民主主義の原則であり、租税制度のあり方について最終的に決め、最終的に責任を負うのは国会ということになります。

しかし、税制の法案は政府提出であるため、そこで政府が国会に法案を提出する際に様々な専門技術的な意見を聴取する必要があると思います。その際の諮問機関として政府税調は存在しています。したがって、中長期的な視点から専門技術的に総理に答申、御意見を申しあげることになります。

与党の税制調査会では、毎年の年度改正において様々な個別的な利害調整が必要になります。そこで国会議員の方々は、場合によっては政治生命をかけて一生懸命対立する意見をまとめ、利害調整も図っていきます。したがって、理論的な話と政治過程の話は完全かどうかはともかく、ある程度峻別できることではないかと思います。政府税調は過度に政治過程に意見を出す存在ではありません。私はそのように理解しています。

したがって、今秋は、与党の税制調査会において、例えば法人課税の改革や、消費税などに関しては、平場での意見も含め、様々な異なる意見が衝突する中で、一定の方向性を出していくでしょう。これが望ましい政治過程のあり方だと思います。それに対して政府税調はあくまでも理論的、中長期的な観点から御意見を政府に対して申し上げる機関であり、その政治過程の中、理論が全くないといったことが起きた際は、それに対して意見を述べるといったことも場合によってはあるのかもしれませんが、それは例外的なことです。

○記者

今後の議論の進め方について、配偶者控除ではなく、個人所得課税のあり方についての論点整理を行うということでもよろしいでしょうか。つまり、何か方向性を出す場面があるのかを教えてください。

○中里会長

実際に議論を行っていかないと分かりませんが、今は、先ほどの「選択する未来」委員会の話のとおり、働き方の選択に対して中立的ということ念頭に置き、所得税

の全体的な構造について理論的な観点から様々な議論をしていこうと考えています。議論をしていく結果として意見が収束することもあるでしょうし、場合によっては拡散することもあるかもしれません。まずは、10月は3回程度、基礎小委を開催し、議論を行ってみるということです。最初からそれについて論点整理をするということでは必ずしもありません。

法人課税ディスカッショングループの場合には、総理から、実効税率の引き下げに伴い、こういうことについて議論しなさいということがありましたが、今回はそれとは少し違うと思いますので、もう少し自由に議論し、その様子を見て方向性を考えたいと思います。

所得税の根幹に関わる話について、今日の議論で結論めいたことをおっしゃった方もいましたが、簡単に結論が出るとは思えません。今は、慎重に時間をかけ、様々なことを議論しながら様子を見ていくという時期だと思います。

○記者

先ほど、年末までの取りまとめがあるのかという質問に対し、来年度改正にはなかなか難しいということをおっしゃっていましたが、今のお話をお伺いすると、最終的に論点整理なのか、方向性が出るのかは別にし、年末までに何らかの取りまとめがないこともあり得る、つまり、中期答申の話に向けての来年以降の議論に繋げるようなものをつくるかどうかは、まだ分からないということですか。

○中里会長

働き方の選択に対して中立的な税制についての検討ということが主要な論点です。それは所得税制全体に広がりを持つ余りにも大きなテーマであるため、現時点で、10月の3回の会議でどの程度まで検討を進められるかは明らかではありません。したがって、今はしっかりと議論していくということしか申し上げられませんし、拙速に結論を出すということにはならず、また、そのようにしてはいけないと思います。

○記者

法人税や消費税に関しては、先ほど例外とおっしゃいましたが、それらの議論は基本的に今後は、行わないということですか。

○中里会長

法人税や消費税については、政治過程の中でどのような議論がなされていくかを注意深く見守りながら、必要に応じて、御意見を申し上げることは出てくると思います。

既に法人税については論点整理を提出しましたが、あのメニューの中でどれを選択し、どのような方向で、何年かけてどの程度実効税率を下げ、代替財源をどのように選ぶかということに関して、我々は注意深く見ていきます。消費税についても複数税率については、以前の総会でそれに対する拒否反応が強かったところを見ると、必要に応じて委員の方から議論すべきという意見が出るかもしれません。その際は、私が独善的に決めるのではなく皆様の御意見を聞きながら議論をします。また、総理から

の諮問があれば、様子を見ながら、必要があれば検討したいと考えています。

○記者

年末までに何かを決めることは難しいかもしれませんが、3回にわたる基礎小委で話し合ったことや、あるいはそれを総会に上げて議論したことを何らかの形でアウトプットするということはあり得ませんか。

先ほど配られた資料に、改訂日本再興戦略における働き方に中立的な税制・社会保障制度の見直しの箇所、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討し、税制については、経済財政諮問会議と連携しつつ、政府税調において幅広く検討を進めると書いてあり、さらには基礎小委を1か月に3回も行うということですので、年末を目途に何らかのアウトプットを出すことが通常ではないかと思いますが、いかがですか。

○中里会長

そのような御意見もあるかもしれません。ただ、年末までに幅広く検討するということであるため、検討はします。

さらに、この資料を見ますと、年末までに総合的に検討するのは経済財政諮問会議での議論ですね。

○記者

そうですが、税制については、政府税調が経済財政諮問会議と連携しつつと書いてあります。

○中里会長

幅広く検討を進めると書いてありますとおり、幅広く検討を進めます。必要に応じて、どのようになるかは状況次第であり、所得税について根本的なあり方が1か月、2か月で結論が簡単に出るとは思わないですし、また、出すべきではないと思います。これは個人的な考えですが、もう少し慎重に様々な御意見をお聞きし、議論を固めていきたいと思います。

○記者

先ほどの議論で、野坂委員と土居委員が世代間の課税のバランス、特に高齢者の控除についての問題を提起されています。これは3回開かれる基礎小委で議論される予定はありますか。

○中里会長

所得税に関する様々な問題について幅広く議論するため、それらはそのテーマの中の一つに入るとは思いますが、一部の委員がそのようにおっしゃったため、その方向になるということではありません。高齢者に対してそう簡単に決めるというのは、理論的にも国民感情的にもいかなるものかという御意見の方もいらっしゃると思います。したがって、様々な意見を出していただき、意見の対立も含めて、まずは様々な意見を集めることが重要だと思います。一定の方向性に最初から決めることは考えていません。

○記者

先ほど中里会長は働き方の選択に対して中立的な税制が主な論点であるとおっしゃいましたが、成長戦略では主に女性の働き方について中立的と書かれていると思います。今日、事務方からも説明がありました「選択する未来」の議論から個人所得課税が一つのポイントであり、それに沿って、委員の方からも様々な御意見があったと思います。そうすると、「選択する未来」の方は女性、高齢者、若者が活躍できないということはどうかという話になると思います。よって、女性だけではなく、いわゆる高齢者、若者が人口減少社会に向けてどのように中立的に働いていくかということについて、中里会長はどのように捉えていますか。

○中里会長

理想論かもしれませんが、年齢、性別、ハンデの有無に関わらず、それぞれの方が自分のニーズと希望に合わせて税制による歪みがなく職業を選択できる社会が望ましいと思います。したがって、女性のみとは考えていませんが、一つの代表例として女性が出てきます。女性を軽視する意味では全くありませんし、女性、高齢者、若者の三者は特に重要だと思いますが、ほかにも我々の年代や皆様方の年代でも様々なことが起きるため、そのようなことも含めた上で考えていくことが重要です。

○記者

複数の委員の方々から所得控除から税額控除への方向性というお話がありました。この意義と方向性について会長はどのように考えていますか。

○中里会長

今年の7月から、住民税非課税世帯に対して一定の金額を所得格差是正等のために給付するという簡素な給付措置が始まりましたが、かなり浸透してきているのではないかと思います。これは所得の低い方々に対して、年齢等も考慮して決め、それを税制の範囲外で給付を行うということです。予算措置はありますが、恐らく特別な法律がなかったのではないかと思います。これがある程度機能し、逆進性等の問題や貧富の格差等も、これである程度解決できると思います。

控除から給付へと経済学者の方はおっしゃいますが、そのような意見もあることは十分承知していますし、それも一つの考え方であると思います。しかし、所得税の枠組みの中で給付を考えるとということは、執行面を考えると簡単な話ではありません。低所得の方に一定の金額を所得税制度の中で給付するためには、低所得者の所得がどの程度低いかにして税務署が情報を持っている必要がありますが、税務署はそのような情報を持っていません。その理由は、そのような方は申告をしておらず、場合によっては働いていないため、年末調整も受けていないためであり、そうすると、税務署には給付ができません。もし給付するとすれば、国民全員に確定申告や簡素な申告を義務付けることになります。そこまでの制度に踏み込むかは、経済学の理論は理論として、簡単ではありません。できないとは言いませんが、簡単ではないため、簡素

な給付措置の効果を十分に見極め、それを拡充しながら、その中で簡素な給付と税額控除の選択の問題を所得税の中で考えていくことが現実的であると思います。どちらが良いかを簡単に決めることができる問題ではありません。

ただ、今日、税額控除とおっしゃった委員の方はそれを良いことであると信じていらっしゃるのでしょうし、それは貴重な意見だと思います。

○記者

今後の議論の範囲について、働き方に中立的な税制というところを絞って議論されるのか、あるいはこの際、個人所得課税の課題を税率構造やブラケットを含めて全て出していくのかを確認させていただけますか。

○中里会長

働き方の選択に対して中立的な税制のあり方とは、過去にも基礎小委で行ってきたことの延長線上にあります。政府の方からもそのような議論をしており、政府税調でもそれを行っていただきたいとのことであるため当然議論を行います。それを議論するときには所得税制度全体を幅広く理論的に見直しながら、慎重に時間をかけて行っていくということです。したがって、働き方の選択に対して中立的な税制と、所得税全般について幅広く議論することは排他的な関係に立つのではなく、調和的な関係に立つということです。

○記者

先ほど質問に出ていましたが、その中でも女性の働き方に中立であるのか、アジェンダのところから広がっていく議論になり、さらには、時間がかかるため簡単には結論が出ないとなると、短期的な要請、目先の成長戦略でこう書いてあり、そこにある女性に中立的な税のあり方はどうするかというときと、政府税調としては議論的には深い議論を行うことで時間がかかるというところの調和は問題ないのでしょうか。経済財政諮問会議は年末までに行うとなっていました。

○中里会長

このような税の本質に関わる問題については、中長期的かつ専門的、技術的であるため、政府税調で余程のことがない限り、拙速な議論はすべきではないと思います。ただ、総理からこの論点について早急に議論を行うよう御指示があれば、その議論をフォーカスして行います。今のところはそのような御指示はありませんし、働き方の選択に対して中立的な税制のあり方について、所得税制度全体の中へ理論的に広げようと思います。

[閉会]